

4 長薬発第 102 号  
令和 4 年 4 月 21 日

地域薬剤師会長 様  
同 薬局部会長 様  
病院診療所部会長 様

一般社団法人長野県薬剤師会  
会長 日 野 寛 明

### 全県に「医療警報」を発出することに関する周知について（依頼）

平素、本会の運営に際し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長（長野県知事）から、4 月 20 日開催の同対策本部会議において、医療特別警報（確保病床使用率 35% 以上）の発出を回避し、社会経済活動を動かしながら重症化リスクが高い方を守ることができるように、全県に「医療警報」を発出することを決定・発出した旨、通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会(部会)会員等に対し本内容についてご周知いただきますよう、ご協力をお願ひいたします。

長野県薬剤師会 事務局長 中島 ／ 総務課 吉野  
〒390-0802 松本市旭 2-10-15  
TEL : 0263-34-5511 FAX : 0263-34-0075  
E-mail somu3@naganokenyaku.or.jp

4 薬号外  
令和4年（2022年）4月21日

関係団体の長様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部  
本部長 阿部 守一

全県に「医療警報」を発出することに関する周知について（依頼）

日頃は、本県の健康福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

医療特別警報（確保病床使用率35%以上）の発出を回避し、社会経済活動を動かしながら重症化リスクが高い方を守ることができるよう、全県に「医療警報」を発出しました（4月20日新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議決定）。

つきましては、別添資料の内容について、ご協力いただくとともに、貴会員（貴組合員）の皆様に対し、周知していただくようお願いします。

担 当	薬事管理課薬事温泉係
小池 裕司	（課長）岡本 政治（担当）
電 話	026-235-7157（直通）
ファクシミリ	026-235-7398
電子メール	yakuchi@pref.nagano.lg.jp

重症化リスクの高い方やお子さまと

# 同居するご家族等へのワクチン接種のすゝめ



現在の感染状況においては、可能な限り多くの方がワクチンの接種を受けることが大切です。

特に、子どもや高齢者、基礎疾患有する方と同居されているみなさまは、積極的に早期のワクチン接種のご検討をお願いします。

## 長野県内の感染状況

- ◆ 県内の新規陽性者数が過去最多を更新
- ◆ 10代以下を中心に陽性者が急増
- ◆ 感染経路は「同居者間」が多い

- これまで最も感染リスクが高い状態
- 家庭内感染に注意が必要
- 高齢者や基礎疾患有する方等、重症化リスクが高い方への感染が懸念

## 身近な方を守るために

家庭内での重症化リスクの高い方への感染や、家庭から職場、学校等への感染拡大を抑えるためにも、ワクチン接種をご検討ください。

- 追加接種により、オミクロン株に対しても感染予防効果が回復することが報告されています
- ただし、ワクチンによって完全に感染を防げるわけではありませんので、マスクの着用や手指消毒等の感染防止対策も引き続きお願いします

## 自分自身を守るために

感染リスクが高くなっているいま、職場など社会生活の中でも感染する可能性があります。感染し、重症化しないためにも、ワクチン接種をご検討ください。

- オミクロン株は重症化の割合が低いと言われていますが、感染者が多くなると重症化する例も多くなります
- 追加接種により、オミクロン株に対する発症予防効果、重症化（入院）予防効果も回復すると報告されています

## 医療を守るために

重症化リスクの高い方等、必要な方が必要な時に医療を受けられる社会であるためにも、ワクチン接種をご検討ください

- 追加接種により、ご自身の症状を抑えることは入院による医療への負荷を防ぐことにもつながります

### ワクチンの副反応について（3回目接種後の症状）

- ・追加接種後の副反応の発生頻度は2回目接種とほぼ同じでした（75～80%）
- ・1回目・2回目接種の時と同様に接種翌日の報告が多いようです
- ・副反応のほとんどは軽度から中等度でした

出典：CDC:MMWR.October1,2021/70(39);1379-1384

※様々な理由により、ワクチンを接種することができない方もいらっしゃいます。接種の強要や、不利益な取扱いなど、ワクチン接種に関する差別を行うことのないよう、皆様のご理解とご協力を願っています。

### ワクチン接種に関する不安や副反応について

#### 長野県ワクチン接種相談センター

TEL 026-235-7380(24時間無休)  
FAX 026-403-0320(土日祝日除く9:00～17:00)



(厚生労働省)



(こびナビ)



(長野県)

### 接種の予約について

市町村における接種の  
詳細については、  
お住まいの市町村へ  
お問い合わせください。



長野県設置の  
接種会場予約ページ

## 「医療警報」発出にあたってのポイント

令和4年4月20日  
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

感染力の強いオミクロン株BA.2系統への置き換わり等により、新規陽性者数は過去に経験のない高い水準となっています。

高齢者や基礎疾患をお持ちの方など重症化リスクの高い方を守ること、そのことを通じて医療体制を堅持すること、感染急拡大に歯止めをかけて社会経済活動をできるだけ維持すること、が急務です。

そのため、次のような考え方で対策を講じます。

### I 県民と共有する目標

医療特別警報（確保病床使用率35%以上）の発出を回避し、  
確保病床使用率25%を安定的に下回ることを目指す

### II 対策の要点と主な取組

#### 要点1：「高齢者等重症化リスクのある方々を守る」

- 高齢者、基礎疾患のある方（重症化リスクの高い方）とそのご家族等への注意喚起
- 身近で接する方がリスクの高い行動を行った際の注意喚起（検査の推奨等）
- ご家庭等へ積極的なワクチン接種の検討を呼びかけ
- 重症化リスクの高い方を守ることに保健所等の業務を重点化（行政検査、疫学調査、健康観察など） 等

#### 要点2：「子どもから大人、大人から子どもへの感染を防止する」

- 家庭内感染を防ぐため、子どもと同居されている保護者の方に対して、積極的にワクチン接種を検討するよう呼びかけ 等

#### 要点3：「感染力の強いBA.2系統に対処する」

- 「エアロゾル感染」や「飛沫感染」を防ぐため、不織布マスクの着用やこまめな換気など、これまで以上に徹底した感染防止対策を呼びかけ
- 検査キットを活用したセルフチェックを事業所やご家庭に推奨 等

#### 要点4：「ワクチン接種を推進する」

- ご自身と周りの方の健康を守り、感染拡大を抑えるため、ワクチン接種を検討するよう呼びかけ
- 仕事に影響することの不安を緩和するため、働く方が接種しやすい環境を整備するよう呼びかけ 等

# 全県に「医療警報」を発出します ～重症化リスクの高い方を守るための対策の徹底～

令和4年4月20日  
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

## 1 趣旨等

年度の切り替わりによる人の移動の増加やオミクロン株BA.2系統への置き換わりを主な要因として、新規陽性者数が過去に経験のない水準となっています。

県としては、「救える命が救えなくなる事態を回避する」という基本目標のもと、新規陽性者の抑制を図りながら「重症化リスクの高い方を守る」ことを対策の重点として取り組んできましたが、入院治療を必要とする方が増加しており、確保病床使用率は一時25%を超過し、昨日時点でも25.0%と医療警報の発出水準となっています。

県民の皆様のご協力により、オミクロン株に対する発症予防効果、重症化（入院）予防効果が回復するとされるワクチン追加接種については、県内人口の52.3%（うち高齢者は87.1%。4月18日時点）の方が済ませられており、医療への負荷の抑制に確実に寄与していると考えます。

しかし、現在の新規陽性者の発生状況、今後の大型連休による人の移動の増加を考慮すると、さらなる感染の拡大による医療提供体制への負荷の増大が懸念されます。

このため、医療特別警報（確保病床使用率35%以上）の発出を回避し、社会経済活動を動かしながら重症化リスクが高い方を守ることができるように、全県に「医療警報」を発出し、オミクロン株への対策をさらに徹底します。

## 2 目標

「医療警報」発出にあたり、以下を目標とします。

- 医療特別警報（確保病床使用率35%以上）の発出を回避し、確保病床使用率25%を安定的に下回ることを目指す

## 3 県としての対策

### （1）保健所業務の重点化

ハイリスク者・ハイリスク施設※への対応を優先し、ハイリスク者を必要な医療につなぐことを基本

- 保健所が行う行政検査は、引き続きハイリスク者を重点的に実施
- 痰学調査については、ハイリスク者を必要な医療に繋ぐため、引き続きハイリスク者・ハイリスク施設への調査へ重点化
- 保健所・健康観察センターによる健康観察については、重症化リスクのある者等に重点化
- 宿泊療養施設については、原則として自宅療養が困難な陽性者が利用

※ ハイリスク者：高齢者や基礎疾患有する方など感染した場合に重症化リスクのある方

ハイリスク施設：医療機関、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、障害者入所施設、療養介護事業所等

### （2）PCR等検査体制の確保

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、それぞれの施設、事業所、各家庭にお

いて抗原定性検査キットの積極的な活用を推奨

- 検査キットを医薬品卸売業者や薬局で必要数を購入し、体調に変化があり医療機関への受診を迷う場合などのセルフチェック※に使用できるよう、予め準備しておくことを施設、事業所、各家庭へ推奨

※ リスクのある行動をとった日から1～2日間は感染していても正しい結果が出ない場合が多いことに留意

※ 検査の結果は陽性を確認するものであり、陰性を確認するものではありません。検査で陰性であっても、感染の可能性が否定されたわけではありませんので、引き続きマスクの着用等、基本的な感染対策を続けてください。

- 医療機関、高齢者施設、障がい者施設等が自主検査を行った場合の費用に対して補助

また、陽性者が発生した場合は、保健所等に備蓄している検査キットを活用

- 休園等が困難な保育所等で陽性者が発生した場合は、職員分の検査キットを保健所から配布

- イベント等の活動に際して陰性の検査結果を確認する必要がある方等や感染対策が不十分な会食等に参加するなど感染リスクが高い環境にいたために感染している可能性に不安を抱えている方等へは、無料検査の利用を推奨

### (3) 医療提供体制の強化

新型コロナ患者をはじめ、必要な方が必要な医療を受けることができる体制を確保

- 医療機関における振り分け診察の徹底
- 保健所・県による入院調整の継続
- 後方支援医療機関との連携や適切な投薬の実施等による入院期間の短縮化
- 院内・施設内感染発生時におけるクラスター対策チームの速やかな派遣等、支援の強化

### (4) ワクチン接種の推進

重症化を防ぎ、感染拡大を食い止めるため、ワクチン接種の検討を積極的に働きかけ（小児を除く）

- 高齢者等と子どもの同居家族に対し、ワクチン接種を「積極的に検討するよう依頼」
- 副反応で体調不良時に休みやすい環境づくりを企業等へ要請
- 金曜夜間、土曜日など、副反応による仕事への影響を少なくするための接種日時の拡充

### (5) 県民の皆様等への呼びかけ

県民の皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、別添に沿った感染防止対策の徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。さらに、県外との往来が必要な方や、様々な理由によりワクチン接種を受けられない方もいます。

誰もが自分事として捉え、県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、みんなでこの危機を乗り越えていきましょう。

## 新型コロナウイルス感染防止についてのお願い

令和4年4月20日

県民の皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、次に掲げる県の対策にご協力いただくようお願いします。

- ・(★) を付した項目はレベル5、(◇) を付した項目はレベル4及び5の圏域に限定した対策です。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）に基づき実施するものです。

## (1) 県民の皆様や旅行者の皆様への協力依頼

- ① 不織布マスクの確実な着用など改めて基本的な感染防止対策を徹底してください
- ② ワクチン接種をご検討ください
- ③ 高齢者や基礎疾患がある方の感染防止にご協力ください
- ④ 子どもや保護者の皆様は感染防止対策へ協力してください
- ⑤ 混雑した場所や感染リスクが高い場面・場所へ外出・移動する際は十分注意してください(◇)
- ⑥ 県外を訪問するときは、感染リスクが高い場面を避け、慎重に行動してください
- ⑦ 会食の際は感染防止対策を徹底してください
- ⑧ 飲食店等での会食は、同一テーブル4人以内、2時間以内としてください。(★)
- ⑨ 体調がすぐれないときは、外出を控え、速やかに医療機関を受診してください

## (2) 事業者の皆様への協力依頼

## 【利用者、お客様に対する感染防止策】

- ① 業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底してください
- ② 商業施設・観光施設など、不特定多数の方を受け入れる施設の管理者の皆様は、状況に応じ入場制限等を実施してください(◇)
- ③ イベントの開催に当たっては、感染防止対策を厳格に講じてください
- ④ 観光関係者の皆様は地域で連携して感染防止対策を徹底するようお願いします
- ⑤ 飲食店等において会食を行う場合は、同一テーブル4人以内としてください。(★)

## 【従業員に対する感染防止対策】

- ① 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします
- ② 職場の感染対策を改めて点検・徹底するようお願いします
- ③ 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

## 【社会機能を維持するための対応】

- ① 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者等の皆様は、陽性者が発生した場合でも必要な業務を継続してください
- ② 保育所や放課後児童クラブ等は、感染防止策の徹底や簡易検査キット等の活用を図りつつ、原則開所するようお願いします

(3) 県が実施する対策

- ① 高齢者施設等における感染防止対策の支援
- ② 学校における感染防止対策の徹底
- ③ 保育所等における感染防止対策の徹底
- ④ 公共施設における感染防止対策の徹底 (★)

(1) 県民の皆様や旅行者の皆様への協力依頼

- ① 不織布マスクの確実な着用など改めて基本的な感染防止対策を徹底してください
  - 不織布マスクの確実な着用 ○ 屋内や車内の十分な換気
  - 人との距離の確保 ○ 手洗い・手指消毒 ○ ゼロ密を意識
- ② ワクチン接種をご検討ください
  - 接種券が届いたら、速やかにワクチンの追加接種についてご検討ください。
  - 特に高齢者や基礎疾患（呼吸器疾患や心血管疾患、糖尿病、肥満（BMI：30以上）、高血圧、喫煙など）がある方、これらの方とご家庭や職場等で身近に接する方（以下、重症化リスクの高い方及び身近な方、という。）、子どもと同居されている方は、1・2回目接種も含めて積極的にご検討ください。
  - ワクチン接種者においては症状が持続する可能性が低いとの報告もあることを踏まえ、ワクチン接種をご検討ください。
- ③ 高齢者や基礎疾患がある方の感染防止にご協力ください
  - 家庭内でも日頃からこまめな換気・手洗いを行うとともに、同居の方に体調不良の方、濃厚接触者等がいる場合には、お互いにマスクを着用するなど十分注意してください。
  - 特に、ご家庭や職場等で重症化リスクの高い方に身近で接する方は、リスクの高い行動をとった場合は、これらの方との接触を控え、検査を受けることを推奨します。
- ④ 子どもや保護者の皆様は感染防止対策へ協力してください
  - 感染速度が速く、二次感染リスクが高いオミクロン株から子どもたちを守ることはもちろん、社会機能維持の観点や重症化リスクの高い方及び身近な方を守る観点からご家族等への感染を防ぐため、子どもや保護者の皆様は、学校や保育所等が取り組む感染防止対策へ協力してください。
  - なお、対策の長期化に伴い、生活や学習などで困りごとを抱えた子どもや保護者が、気軽に悩みを相談できる窓口を周知します。
- ⑤ 混雑した場所や感染リスクが高い場面・場所へ外出・移動する際は十分注意してください（特措法第24条第9項）（◇）
  - 人との距離（マスク有でも最低1m）が確保できない場所や換気が不十分な施設などは避けてください。
  - 重症化リスクの高い方及び身近な方、ワクチン未接種の方は特に注意してください。
  - 「信州の安心なお店」認証店など対策の取れている店舗の利用を推奨します。
  - 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない等、感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用は控えてください。

- ⑥ 県外を訪問するときは、感染リスクが高い場面を避け、慎重に行動してください
  - 重症化リスクの高い方及び身近な方に限らず、十分気をつけてお出かけください。
- ⑦ 会食の際は感染防止対策を徹底してください
  - 会食の際はできるだけ少人数とし、会話の際はマスク着用してください。マスクを着用して会話する際も大声は控えてください。
  - より安心な会食を行っていただくため、ワクチン3回接種または事前の検査を推奨します。
  - 重症化リスクの高い方及び同居のご家族は、普段会わない方との会食はできるだけ控えてください。
- ⑧ 飲食店等での会食は、同一テーブル4人以内、2時間以内としてください。(★)
  - 5人以上のグループは、1テーブル4人以内となるよう、テーブルを分けて着席してください。また、大声での会話は控えるなど、感染防止にご配慮ください。
- ⑨ 体調がすぐれないときは、外出を控え、速やかに医療機関を受診してください

## (2) 事業者の皆様への協力依頼

### 【利用者、お客様に対する感染防止策】

- ① 業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底してください  
(特措法第24条第9項)
- ② 商業施設・観光施設など、不特定多数の方を受け入れる施設の管理者の皆様は、状況に応じ入場制限等を実施してください(特措法第24条第9項)(◇)
  - 入場者数の制限(人ととの距離を概ね2メートル程度確保)
  - 施設内の物理的距離の確保
  - 十分な換気
  - 客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
  - 客の健康状態の聞き取り、入口での検温
- ③ イベントの開催に当たっては、感染防止対策を厳格に講じてください
  - イベント主催者の皆様は次の対応を徹底し、必要な感染防止対策を厳格に講じてください。(特措法第24条第9項)(★)
    - ア 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントは、「感染防止安全計画」※を策定し、事前に県に提出
    - イ ア以外のイベントについては、「チェックリスト」※を作成の上、HP等で公表
  - ※ 「感染防止安全計画」の策定・県への提出、または「チェックリスト」の作成・公表は、レベル5地域に限らず、全てのイベントにおいて必要です。様式は県ホームページでご確認ください。
- (対策例)・誘導員の配置等による来場者間の密集回避
  - ・検査の実施等出演者やスタッフの健康管理の徹底
  - ・入場時の検温等による有症状者の参加防止
- イベント主催者の皆様は、出演者やスタッフ等に加え、観客へのワクチンの3回接種または事前の検査の推奨について検討をお願いします。
- ④ 観光関係者の皆様は地域で連携して感染防止対策を徹底するようお願いします
- ⑤ 飲食店等において会食を行う場合は、同一テーブル4人以内としてください。(★)
  - 5人以上のグループは、1テーブル4人以内となるよう、テーブルを分けた着席を促してください。また、利用客へ基本的な感染防止対策とマスク会食を呼びかけ

てください。

※ 「信州の安心なお店」認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ登録店における人數制限緩和（同一テーブル5人以上の利用）は1月23日から停止しています。

#### 【従業員に対する感染防止対策】

##### ① 職場や学校では、休みやすい環境づくりにご協力ください。

- 従業員やそのご家族に体調がすぐれない方がいる場合、ワクチン接種時やその後の副反応が見られた場合の休暇制度と休暇を取得しやすい環境の整備をお願いします。

##### ② 従業員の皆様へワクチン接種の検討について呼びかけていただくとともに、県設置接種会場における団体接種の積極的な利用について検討してください。

##### ③ 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします

##### ④ 職場の感染対策を改めて点検・徹底するようお願いします

- 労働局が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」で点検してください。

##### ⑤ 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

#### 【社会機能を維持するための対応】

##### ① 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者等の皆様は、陽性者が発生した場合でも必要な業務を継続してください

- 事業活動を継続するために事業継続計画（BCP）を点検又は策定し、実行できる体制を整備してください。

##### ② 保育所や放課後児童クラブ等は、感染防止策の徹底や簡易検査キット等の活用を図りつつ、原則開所するようお願いします

#### （3）県が実施する対策

##### ① 高齢者施設等における感染防止対策の支援

- 重症化リスクの高い方を守るために、高齢者施設等での自主検査実施を奨励し、係る経費を補助します。（◇）

- 感染拡大時には、当該施設の従業者等を対象に、必要に応じて集中的な検査を実施します。（★）

##### ② 学校における感染防止対策の徹底

県立学校においては、基本的な感染防止対策を徹底した上で通常登校とすることを基本とし、これまでの「予防的対策の徹底」と「陽性者発生時の対応」は原則継続します。

なお、特別支援学校についても、同様の対応を基本としますが、児童生徒一人ひとりの状況に配慮し慎重に対応します。

また、市町村立学校及び私立学校に対し、圏域や校内の感染状況、児童生徒の年齢、施設の状況等に応じた適切な対応を依頼します。

### ＜予防的対策の徹底＞

- 児童生徒や家族に一人でも症状がある場合には登校しない、させないことを徹底
- 各教科等の指導において、グループワークや合唱など感染リスクの高い学習活動は実施しない（★）
- 学校行事等については、感染拡大防止のための措置を講じても、安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止又は延期
- 部活動の実施にあたっては、1日の活動時間を2時間程度に短縮し、近距離で組み合ったり接触したりする感染リスクの高い活動、練習試合、合宿等は原則実施しない（★）  
なお、公式大会出場予定者等は、傷害・事故防止の観点から必要な練習（合宿は除く）は認める。

### ＜オミクロン株の特性を踏まえた陽性者発生時の対応＞

- 陽性者が発生した場合には、学校は速やかに行動歴の調査を行い、陽性者が発生した学級の児童生徒を、①登校している場合には帰宅させ、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで学級閉鎖、②休日、夜間等に陽性者が判明した場合には、登校させないことを徹底するとともに、感染拡大の状況に応じて、学年、学校全体を閉鎖
- 閉鎖する学級以外の児童生徒も含め、陽性者との接触があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わず飲食を共にした場合またはそれと同等程度に感染可能性が高いと見込まれる場合は、出席停止
- 陽性者が発生していない学級においても 20%程度の出席停止者がいる場合には、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、学級閉鎖

※特別支援学校においては、保健所による濃厚接触者の特定が従来どおり行われることから、これまでの対応を継続（小学校については、この取扱いを参考とすることを依頼）

- 陽性者が発生した場合には、学校は速やかに行動歴の調査を行い、陽性者と接触した可能性のある児童生徒を、①登校している場合には帰宅させ、濃厚接触者特定まで登校させない、②休日、夜間等に陽性者が判明した場合には、登校させないことを徹底
- 陽性者が発生した学級は、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、学級閉鎖し、感染拡大の状況に応じて、学年、学校全体を閉鎖
- 陽性者が発生していない学級においても 20%程度の濃厚接触者がいる場合には、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、学級閉鎖

### ＜学びの保障と居場所の確保＞

- 登校に不安のある児童生徒を欠席扱いしないことを徹底。その場合、自宅学習、オンライン学習等による丁寧なサポートを実施
- 臨時休業時においては、児童生徒の状況に応じて、オンライン授業等により学びを保障するとともに、小学校低学年の児童などを考慮し、居場所の確保を検討

### ③ 保育所等における感染防止対策の徹底

- 保育所等については、オミクロン株の特性を踏まえ、引き続き基本的な感染対策を徹底しながら原則開所することに加え、以下について市町村等に依頼します。
  - ア 感染リスクが高い活動を避け、感染を広げない形で保育を行うこと
  - イ 不要不急の行事は自粛し、開催が必要な行事は感染対策を徹底した上で、実施すること（◇）
    - ・入園式等の行事は、ゼロ密（分散開催、入替制による参加人数の制限等）、十分な換気、手指消毒、大人の正しいマスクの着用等、感染対策を徹底して行うこと
    - ・大人数での会食を伴う行事は中止・延期を検討すること
  - ウ 無理なくマスクの着用が可能な児童に対し、可能な範囲でのマスク着用を奨めること。ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めないこと
  - エ 市町村の感染状況に応じ、家庭で保育ができる保護者に対して可能な範囲で登園を控えていただくよう呼びかけることを検討すること（◇）
  - オ 市町村の感染状況に応じ、感染に不安がある保護者に対して登園自粛を呼びかけることを検討すること（◇）
  - カ 登園自粛、クラス閉鎖等の範囲等については、感染拡大を防ぐ観点から、「保育所等における濃厚接触者の範囲の考え方の目安」や保護者の状況、市町村の感染状況等を踏まえて安全面を重視して判断すること
  - キ 保育士等に対する検査キットを活用した検査を推奨すること（★）
- 放課後児童クラブについては、保育所等に準じた対応をするよう市町村に依頼します。

### ④ 公共施設における感染防止対策の徹底（★）

- 県の公共施設について感染対策を徹底することとし、対策の徹底が困難な場合には休止等の措置を検討します。また、市町村に対しても同様の対応を行うよう協力を要請します。

# 「医療警報」発出にあたってのお願い

感染力の強いオミクロン株B A.2系統への置き換わり等により、新規陽性者数は過去に経験のない高い水準となっています。

高齢者や基礎疾患をお持ちの方など重症化リスクの高い方を守ること、そのことを通じて医療体制を堅持すること、感染急拡大に歯止めをかけて社会経済活動ができるだけ維持すること、が急務です。

県民の皆様には、主に次の点についてご協力を願います。

令和4年4月20日 長野県知事 阿部 守一

## 重症化リスクの高い方や身近で接する方へ

- 高齢者や基礎疾患のある方や同居のご家族は、人混みや普段会わない方との会食をできるだけ控えるなど、感染しないよう最大限注意してください。
- 重症化リスクが高い方とご家庭や職場等身近で接する方には、リスクの高い行動※1を行った場合は、重症化リスクの高い方との接触を控え、検査※2を受けることを推奨します。

※1 マスクなしで会話をした、三密空間で長時間過ごしたなど

2 検査のタイミングは当該行動から概ね3日目以降が目途。

なお、検査が陰性であっても感染している可能性もあるので注意してください。



無料検査  
事業者

## 全ての県民の皆様へ

- エアロゾル感染※を防ぐため、不織布マスクの確実な着用、こまめな換気などこれまで以上に徹底した感染防止対策を心がけてください。
- ※ 空中に浮遊するウイルスを含むエアロゾル（飛沫よりさらに小さな水分を含んだ状態の粒子）を吸い込むことによる感染。
- ご家族以外との会食・旅行を行う際には、事前にワクチンの追加接種を受けることを推奨します。

※ 空中に浮遊するウイルスを含むエアロゾル（飛沫よりさらに小さな水分を含んだ状態の粒子）を吸い込むことによる感染。

## ワクチン接種について

- ご自身と周りの方の健康を守り、感染拡大を抑えるためにも、この機会にワクチン接種をご検討いただくようお願いします。
- 特に、子どもや高齢者等と同居されている方は、積極的にワクチン接種をご検討いただくようお願いします。



ワクチン  
接種会場